

申立書等記入用紙

※ 黒ペン又は黒ボールペンで記載してください。

鉛筆で記載した上で、その用紙をコピーしていただいても差し支えありません。

記載の際には、別添の「申立書等記載例」を参考にしてください。

記入用紙一覧表

- 1 申立書
- 2 申立事情説明書
- 3 親族関係図
- 4 親族の意見書
- 5 後見人等候補者事情説明書
- 6 財産目録
- 7 相続財産目録
- 8 収支予算表

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

受付印		(☐後見 ☐保佐 ☐補助) 開始等申立書 ※ 該当するいずれかの部分の□にレ点 (チェック) を付してください。			
		※ 収入印紙 (申立費用) をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】 貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙 (登記費用) 2,600円分はここに貼らないでください。			
収入印紙 (申立費用)	円	準口頭	関連事件番号	年 (家) 第	号
収入印紙 (登記費用)	円				
予納郵便切手	円				
家庭裁判所 支部・出張所 御中 令和 年 月 日		申立人又は同手続 代理人の記名押印		印	
申 立 人	住 所	〒			
	電話 ()	携帯電話 ()			
	ふりがな	☐ 大正 年 月 日生 ☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成 (歳)			
氏 名	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他の親族 (関係 :) ☐ 市区町村長 ☐ その他 ()				
本人との 関 係					
手 続 代 理 人	住 所 (事務所等)	〒			
	電話 ()	携帯電話 ()			
氏 名					
本 人	本 籍 (国 籍)	都 道 府 県			
	住民票上 の 住 所	☐ 申立人と同じ 〒			
	電話 ()				
	実 際 に 住 ンで い 居 る 場 所	☐ 住民票上の住所と同じ 〒 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。			
	病院・施設名 ()	電話 ()			
ふりがな	☐ 大正 年 月 日生 ☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成 (歳)				
氏 名					

申 立 て の 趣 旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- ☐ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。
- ☐ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。
- ☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権を付与する**との審判を求める。
- ☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、**保佐人の同意を得なければならない**との審判を求める。

記

- ☐ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。
- ☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権を付与する**との審判を求める。
- ☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、**補助人の同意を得なければならない**との審判を求める。

申 立 て の 理 由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付すとともに、具体的な事情を記載してください。

本人は、

- ☐ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☐ 不動産の管理・処分 ☐ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 身上監護（福祉施設入所契約等）
☐ その他（ ）

の必要があるが、

- ☐ 認知症 ☐ 統合失調症 ☐ 知的障害 ☐ 高次脳機能障害
☐ 遷延性意識障害 ☐ その他（ ）

により判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人以外の〔 ☐ 以下に記載の者 ☐ 別紙に記載の者 〕		
	住所	〒 _____	
	ふりがな		
	氏名	☐ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 ☐ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生	
本人との関係	☐ 親族： ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他（関係： _____） ☐ 親族外：（職業： _____）		

手続費用の上申

☐ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
	☐ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☐ 本人の住民票又は戸籍附票 ☐ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☐ 本人の診断書 ☐ 本人情報シート写し ☐ 本人の健康状態に関する資料 ☐ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☐ 本人の財産に関する資料 ☐ 本人の収支に関する資料 ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

【保佐、補助用】

代 理 行 為 目 録

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ☐ ① 本人の不動産に関する〔☐ 売却 ☐ 担保権設定 ☐ 賃貸 ☐ 警備 ☐ _____〕
契約の締結、更新、変更及び解除
- ☐ ② 他人の不動産に関する〔☐ 購入 ☐ 借地 ☐ 借家〕契約の締結、更新、変更及び解除
- ☐ ③ 住居等の〔☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 修繕（樹木の伐採等を含む。） ☐ 解体
☐ _____〕に関する請負契約の締結、変更及び解除
- ☐ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ☐ ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ☐ ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。
- ☐ ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
〔☐ 貸金庫取引 ☐ 証券取引 ☐ 保護預かり取引 ☐ 為替取引 ☐ 信託取引
☐ _____〕
- ☐ ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ☐ ① 保険契約の締結、変更及び解除
- ☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ☐ ① 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
〔☐ 家賃、地代 ☐ 年金・障害手当その他の社会保障給付
☐ 臨時給付金その他の公的給付 ☐ 配当金 ☐ _____〕
- ☐ ② 定期的な支出及びこれに関する諸手続
〔☐ 家賃、地代 ☐ 公共料金 ☐ 保険料 ☐ ローンの返済金 ☐ 管理費等
☐ 公租公課 ☐ _____〕
- ☐ ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ☐ ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための交渉を含む。）
- ☐ ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）
- ☐ ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☐ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求【又は遺留分侵害額請求（令和元年7月1日施行）】に関する諸手続
- ☐ ⑤ _____

3 身上監護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ _____

4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ☐ ② 登記・登録の申請
- ☐ ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
- ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ☐ ⑦ _____

5 関連手続

- ☐ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☐ ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 預貯金の払戻し
- ☐ (2) 債務弁済の受領
- ☐ (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結

※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。

- ☐ (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- ☐ (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- ☐ (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- ☐ (3) 贈与又は寄附行為
- ☐ (4) 商品取引又は証券取引
- ☐ (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- ☐ (6) クレジット契約の締結
- ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
- ☐ (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 ☐ 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 ☐ 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 ☐ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 ☐ 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 ☐ 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 ☐ 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 ☐ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
【令和2年4月1日施行】
- 11 ☐ その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
-

申立事情説明書

- ※ 申立人（申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方）が記載してください。
※ 記入式の質問には、自由に記載してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

作成者の氏名 印
(作成者が申立人以外の場合は、本人との関係：)

作成者（申立人を含む。）の住所

- ☐ 申立書の申立人欄記載のとおり
☐ 次のとおり

〒 -

住所： _____

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ()
(☐携帯・☐自宅・☐勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 ☐電話してもよい・☐差し支える
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

【本人の状況について】

1 本人の生活場所について

(1) 現在の生活場所について

- ☐ 自宅又は親族宅

同居者 → ☐ なし（1人暮らし）

- ☐ あり（※ 同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。）

(氏名： _____ 本人との続柄： _____)

(氏名： _____ 本人との続柄： _____)

(氏名： _____ 本人との続柄： _____)

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅： _____ 線 _____ 駅

（バス）最寄りのバス停： _____ バス（ _____ 行き） _____ 下車

- ☐ 病院又は施設（入院又は入所の日：昭和・平成・令和 年 月 日）

名 称： _____

所在地：〒 _____ - _____

担当職員：氏名： _____ 役職： _____

連絡先：電話 _____ ()

最寄りの公共交通機関（※ わかる範囲で記載してください。）

(電車) 最寄りの駅: _____ 線 _____ 駅

(バス) 最寄りのバス停: _____ バス (_____ 行き) _____ 下車

(2) 転居、施設への入所や転院などの予定について

※ 申立後に転居・入院・転院した場合には、速やかに家庭裁判所までお知らせください。

☐ 予定はない。

☐ 予定がある。(☐ 転居 ☐ 施設への入所 ☐ 転院)

時期: 令和 _____ 年 _____ 月ころ

施設・病院等の名称: _____

転居先、施設・病院等の所在地: 〒 _____ - _____

2 本人の略歴(家族関係(結婚、出産など)及び最終学歴・主な職歴)をわかる範囲で記載してください。

年月日	家族関係	年月日	最終学歴・主な職歴
・ ・	出生 (人きょうだいの 番目)	・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

3 本人の病歴(病名、発症時期、通院歴、入院歴)をわかる範囲で記載してください。

病 名: _____

発症時期: _____ 年 _____ 月ころ

通 院 歴: _____ 年 _____ 月ころ ~ _____ 年 _____ 月ころ

入 院 歴: _____ 年 _____ 月ころ ~ _____ 年 _____ 月ころ

病 名: _____

発症時期: _____ 年 _____ 月ころ

通 院 歴: _____ 年 _____ 月ころ ~ _____ 年 _____ 月ころ

入 院 歴: _____ 年 _____ 月ころ ~ _____ 年 _____ 月ころ

4 福祉に関する認定の有無等について

※ 当てはまる数字を○で囲んでください。

※ 認定資料の写しを添付してください。

☐ 介護認定 (認定日: _____ 年 _____ 月)

☐ 要支援 (1・2) ☐ 要介護 (1・2・3・4・5)

☐ 非該当 ☐ 認定手続中

☐ 障害支援区分 (認定日: _____ 年 _____ 月)

☐ 区分 (1・2・3・4・5・6) ☐ 非該当 ☐ 認定手続中

- ☐ 療育手帳（愛の手帳など）（手帳の名称 ）（判定 ）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）
☐ 身体障害者手帳（1・2・3・4・5・6 級）
☐ いずれもない。

5 本人の日常・社会生活の状況について

- ☐ 本人情報シート写しを提出する。

※ 以下の(1)から(6)までの記載は不要です。

- ☐ 本人情報シート写しを提出しない。

※ 以下の(1)から(6)までについて、わかる範囲で記載してください。

(1) 身体機能・生活機能について

ア 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

- ☐ 支援の必要はない。
☐ 一部について支援が必要である。

※ 必要な支援について具体的に記載してください。

-
- ☐ 全面的に支援が必要である。

イ 今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等を記載してください。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： ☐ あり ☐ なし

※ 「あり」の場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでにチェックを付してください。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

※ 「日常的な行為」は、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。

- ☐ 意思を他者に伝達できる。
 （日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）
☐ 伝達できない場合がある。
 （正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）
☐ ほとんど伝達できない。
 （空腹である、眠いなどごく単純な意思を伝えることはできるが、それ以外の意思については伝えることができない。）
☐ できない。
 （ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ 日常的な行為に関する理解について

- ☐ 理解できる。
 （起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる。）
☐ 理解できない場合がある。
 （上記の点について、回答できるときとできないときがある。）

- ☐ ほとんど理解できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- ☐ 理解できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- ☐ 記憶できる。
(直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。)
- ☐ 記憶していない場合がある。
(上記の点について、回答できるときとできないときがある。)
- ☐ ほとんど記憶できない。
(上記の点について、回答できないことが多い。)
- ☐ 記憶できない。
(上記の点について、基本的に回答することができない。)

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している。
(日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。)
- ☐ 認識できていないところがある。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。)
- ☐ ほとんど認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。)
- ☐ 認識できていない。
(日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。)

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

※ 「精神・行動障害」とは、外出すると戻れない、物を壊す、衣類を破る、大声・奇声を出すなど、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

- ☐ 支障となる行動はない。 ☐ 支障となる行動はほとんどない。
- ☐ 支障となる行動がときどきある。 ☐ 支障となる行動がある。

※ 支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに、当該行動について支援が必要な場合は、その支援の具体的内容を併せて記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

ア 家族・友人との交流、介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって、本人が日常的にどの程度、社会・地域と接点を有しているかについて、その交流する頻度を回答してください。

- ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

イ 交流内容について具体的に記載してください。

(5) 日常の意思決定について

※ 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

☐ できる。

(毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。)

☐ 特別な場合を除いてできる。

(テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。)

☐ 日常的に困難である。

(テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。)

☐ できない。

(意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。)

(6) 金銭の管理について

※ 「金銭の管理」とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。

☐ 本人が管理している。

(多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している。)

☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。

(通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している。)

☐ 親族又は第三者が管理している。

(本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。)

※ 支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等を記載してください。

【申立ての事情について】

1 本人について、これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用されたり、どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

☐ なし

☐ あり → _____年_____月_____ころ

☐ 家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。

利用した裁判所： _____家庭裁判所 _____支部・出張所

事件番号： _____年(家)第 _____号

☐ 後見開始 ☐ 保佐開始 ☐ 補助開始 ☐ その他()

申立人氏名： _____

☐ 任意後見契約を締結したことがある。

公正証書を作成した公証人の所属： _____法務局

証書番号： _____年第 _____号

証書作成年月日： _____年_____月_____日

登記番号：第 _____ 号

任意後見受任者氏名： _____

2 本人には、今回の手続をすることを知らせていますか。

※ 本人が申立人の場合には記載不要です。

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てについての本人の意見 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 不明
 後見人等候補者についての本人の意見 ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 不明
- ☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他
 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

3 本人の親族

(1) 本人の推定相続人について氏名、住所等を記載してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

※ 推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。

※ 「意見1」欄にはこの申立てに関するその方の意見について、「意見2」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について、該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。 (「一任」とは、家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏 名	年齢	続柄	住 所	意見1	意見2
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明

		☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
		☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明

(2) (1)で挙げた方のうち、この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方、親族の意見書を提出していない方がいる場合には、その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏 名	理由等
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり
	☐ 親族の意見書記載のとおり

4 本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば、チェックを付して、その名称を記載してください。

- ☐ 地域包括支援センター (名称:)
☐ 権利擁護センター (名称:)
☐ 社会福祉協議会 (名称:)
☐ その他 (名称:)
☐ 相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

5 成年後見人等候補者がいる場合は、その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。

※ 候補者がおらず、家庭裁判所が選任する第三者（弁護士などの専門家）を希望する場合は、その事情や理由を記載してください。

※ 家庭裁判所の判断により、候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

6 家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

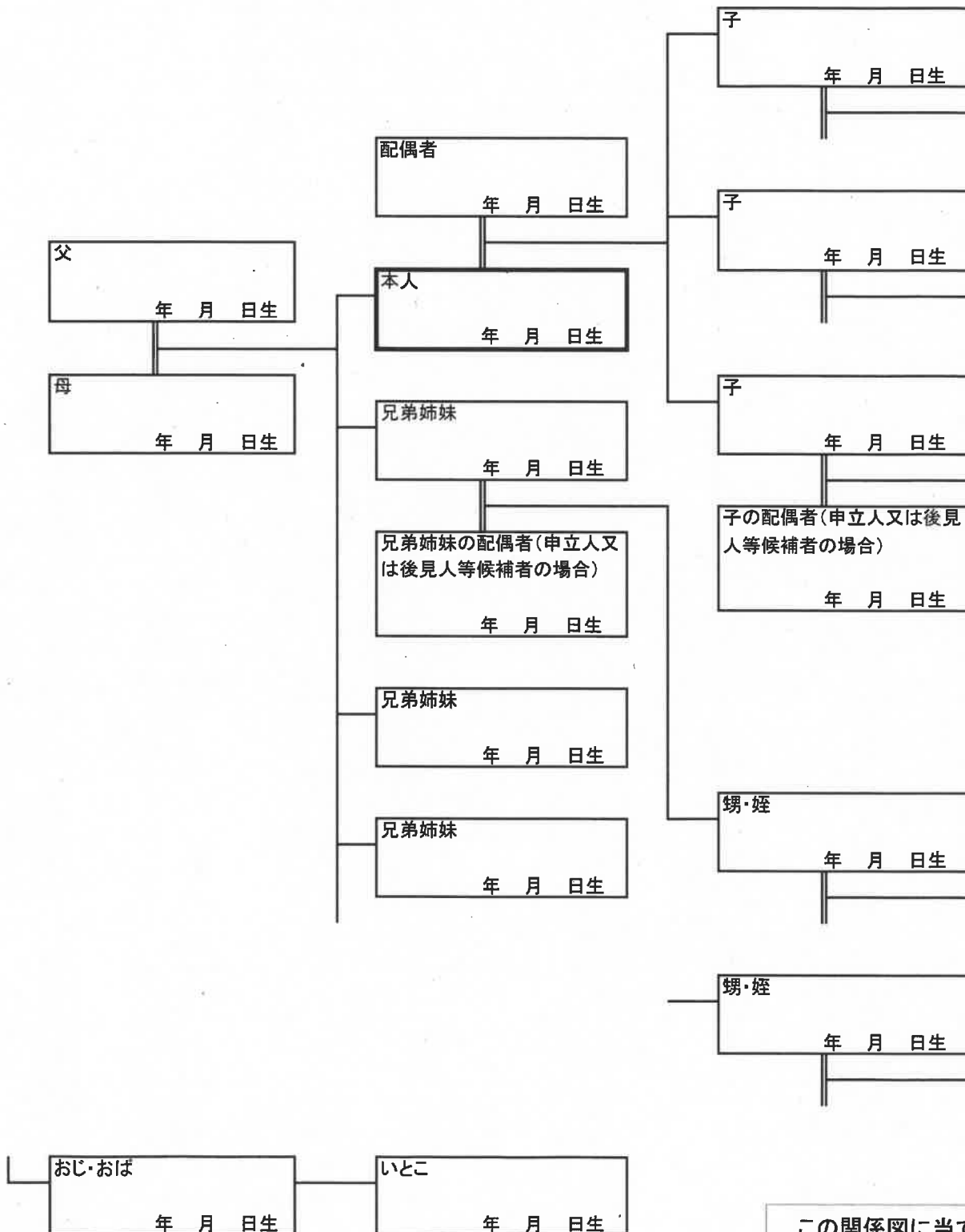
- ☐ 可能である。
☐ 不可能又は困難である。

理由： _____

7 本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

親 族 関 係 図

- ※ 申立人及び成年後見人等候補者を必ず記載してください。
- ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。
 (推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
 具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)



この関係図に当てはまらない身分関係があり、記載が難しい場合は、この書式を参考にして、別紙(A4サイズ)に記載してください。

親 族 の 意 見 書

1 私は、本人（氏名 _____）の（続柄 _____）です。

2 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

☐ 賛成である。

☐ 家庭裁判所の判断に委ねる。

☐ 反対である。

【反対の理由】

☐ 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。

☐ 理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）

3 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者氏名（ _____ ）が選任されることについて

（候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

☐ 賛成である。

☐ 家庭裁判所の判断に委ねる。

☐ 反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。（※ 書き切れない場合には別紙を利用してください。）

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（〒 _____ ）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 _____（ _____ ）

（☐携帯 ☐自宅 ☐勤務先）

後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
※ 候補者の方がいない場合は提出は不要です。
※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

候補者の氏名 印

候補者の住所

- ☐ 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
☐ 次のとおり

〒 -

住所:

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 ()
(☐携帯・☐自宅・☐勤務先)

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 ☐電話してもよい・☐差し支える
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など

(1) 職業

(職種: 勤務先名: 勤務先での役職:)

(2) 収入（年収）() 円

負債（借金）

☐ 住宅ローン () 円

☐ 自動車ローン () 円

☐ 消費者金融 () 円

☐ その他（内容: ）（金額: 円）

(3) あなたと同居している方を記載してください。

氏 名	年 齢	続 柄	職 業

- (4) 生計を立てている方（複数選択可）
☐ あなた ☐ あなた以外（あなたとの続柄：_____）
- (5) あなたの最近の健康状態
☐ 普通の健康体である。
☐ 具合が悪い。（具体的な症状：_____）
☐ 通院治療中である。
（病名：_____ 通院の頻度：（ ）か月に（ ）回程度）
- (6) あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください。

年月日	経 歴	年月日	経 歴
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- ☐ 次の者に該当する。
☐ 未成年者である。
☐ 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。
☐ 破産開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした方の〔☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子〕である。
☐ いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無、家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）

- (1) 本人との関係 ☐ 本人の親族（続柄：_____） ☐ その他（_____）
- (2) 本人との同居の有無
現在、本人と ☐ 同居中である。（同居を開始した時期 _____ 年 _____ 月～）
☐ 別居中である。
- (3) 本人との家計の状況
現在、本人と ☐ 家計が同一である。 ☐ 家計は別である。
- (4) （※ 本人と別居中である方のみ回答してください。）
本人との面会の状況 ☐ 月に（ ）回程度 ☐ 2～3か月に1回程度
☐ 半年に1回程度 ☐ 年に1回程度
☐ ほとんど会っていない ☐ その他（_____）
- (5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

4 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 ☐ なし ☐ あり(具体的な金額, 内容)
- ・ 担保提供 ☐ なし ☐ あり(具体的な金額, 内容)
- ・ 保証 ☐ なし ☐ あり(具体的な金額, 内容)
- ・ 立替払 ☐ なし ☐ あり(具体的な金額, 内容)

(※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。)

- ☐ 返済を求める意思はない。 ☐ 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類(借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等)のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

6 本人の財産管理と身上監護(療養看護)に関する今後の方針、計画

☐ 現状を維持する(本人の財産状況、身上監護状況が変化する見込みはない。)

☐ 以下のとおり、財産状況が変化する見込みである。

(大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。)

☐ 以下のとおり、身上監護(療養看護)の状況が変化する見込みである。

(必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。)

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを知っていますか。知っている事項の□にチェックを付してください。

- ☐ 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
- ☐ あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
- ☐ 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

- (1) 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDをご覧になるなどして、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

☐ 理解している。

☐ 理解できないところがある。又は疑問点がある。

(理解できないところや疑問点について記載してください。)

☐ 理解できていない。

→ 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット、裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDなどで、成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますのでそちらをご覧になってください。

- (2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

- ・ 本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
- ・ 本人の財産を後見人等自身のために利用しないこと。また、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
- ・ 本人の収支の状況を記録に残すこと。
- ・ 家庭裁判所の指示に従い、書類の提出や定期的に報告を行うなど、後見等事務の監督を受けること。

☐ 全てに同意する。

☐ 同意できない。又は疑問点がある。

(同意できない理由や疑問点について記載してください。)

財 産 目 録

令和 年 月 日 作成者氏名 印

本人（ ）の財産の内容は以下のとおりです。

※ 以下の1から9までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。

※ 以下の1から8までの財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：財産目録の「1 預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「財1-2」と付記してください。）

※ 財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 預貯金・現金

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			☐ 普通 ☐ 定期					☐
2			☐ 普通 ☐ 定期					☐
3			☐ 普通 ☐ 定期					☐
4			☐ 普通 ☐ 定期					☐
5			☐ 普通 ☐ 定期					☐
6			☐ 普通 ☐ 定期					☐
7			☐ 普通 ☐ 定期					☐
8			☐ 普通 ☐ 定期					☐
9			☐ 普通 ☐ 定期					☐
10			☐ 普通 ☐ 定期					☐
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合 計								

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種 類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐
合 計						

3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							☐
2							☐
3							☐
4							☐
5							☐

4 不動産（土地）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

5 不動産（建物）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積(㎡)	備考 (現状, 持分等)	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

合 計				
-----	--	--	--	--

7 その他（自動車など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

8 負債

☐ 次のとおり ☐ 負債はない ☐ 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計					

9 遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

- ☐ 相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
☐ 相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
☐ 不明（相続財産目録は作成する必要はありません。）

相 続 財 産 目 録

印

本人（ ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※ 被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には、この目録をコピーするなどして、被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※ 以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し、その内容を記載してください。

※ 以下の相続財産に関する資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、相続財産目録との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例：相続財産目録の「1 預貯金・現金」の「No. 2」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「相1-2」と付記してください。)

※ 相続財産の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続
 するよう付け直してください。

被相続人の氏名 ()

本人との続柄 (本人の)

被相続人が亡くなられた日 (平成・ 令和 年 月 日死亡)

本人の法定相続分 (分の)

遺言書 ☐ あり ☐ なし ☐ 不明

1 預貯金・現金

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

※ 「口座種別」欄については、普通預貯金や通常貯金等は「普通」、定期預貯金や定額貯金等は「定期」の□にチェックを付してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			☐ 普通 ☐ 定期					☐
2			☐ 普通 ☐ 定期					☐
3			☐ 普通 ☐ 定期					☐
4			☐ 普通 ☐ 定期					☐
5			☐ 普通 ☐ 定期					☐
6			☐ 普通 ☐ 定期					☐
7			☐ 普通 ☐ 定期					☐
8			☐ 普通 ☐ 定期					☐
9			☐ 普通 ☐ 定期					☐
10			☐ 普通 ☐ 定期					☐
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合 計								

2 有価証券等（株式、投資信託、国債、社債、外貨預金、手形、小切手など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種 類	株式の銘柄、証券会社の名称等	数量、額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐
合 計						

3 生命保険、損害保険等（被相続人が契約者又は受取人になっているもの）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	契約者	受取人	資料
1							☐
2							☐
3							☐
4							☐
5							☐

4 不動産（土地）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	地 番	地 目	地積（㎡）	備考 (現状、持分等)	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

5 不動産（建物）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	所 在	家屋番号	種 類	床面積（㎡）	備考 (現状、持分等)	資料
1						☐
2						☐
3						☐
4						☐
5						☐

6 債権（貸付金、損害賠償金など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計					

7 その他（自動車など）

☐ 次のとおり ☐ 当該財産はない ☐ 不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐

8 負債

☐ 次のとおり ☐ 負債はない ☐ 不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					☐
2					☐
3					☐
4					☐
5					☐
合 計					

収 支 予 定 表

令和 年 月 日 作成者氏名 印

※ 以下の収支について記載し、資料がある場合には、「資料」欄の□にチェックを付し、当該資料の写しを添付してください。また、収支予定表との対応関係がわかるように、資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例：収支予定表の「1 本人の定期的な収入」の「No. 2 国民年金」の資料の写しであれば、資料の写しの右上に「収1-2」と付記してください。)

※ 収支の各記載欄が不足した場合には、この用紙をコピーした上で、「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1 本人の定期的な収入

No.	名称・支給者等	月 額(円)	入金先口座・頻度等	資料
1	厚生年金		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
2	国民年金		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
3	その他の年金()		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
4	生活保護等()		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
5	給与・役員報酬等		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
6	賃料収入(家賃、地代等)		□財産目録預貯金No. の口座に振り込み	□
7				□
8				□
9				□
10				□
収入の合計(月額)=		円	年額(月額×12か月)=	円

2 本人の定期的な支出

No.	品 目	月 額(円)	引落口座・頻度・支払方法等	資料
1	食費・日用品		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
2	電気・ガス・水道代等		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
3	生活費 通信費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
4			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
5			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
6	施設費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
7	入院費・医療費・薬代		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
8	療養費		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
9			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□
10			□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	□

11	住居費	家賃		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
12		地代		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
13				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
14				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
15				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
16	税金	固定資産税		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
17		所得税		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
18		住民税		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
19				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
20				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
21	保険料	国民健康保険料		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
22		介護保険料		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
23		生命(損害)保険料		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
24				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
25				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
26	その他	負債の返済		□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
27		こづかい			☐
28				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
29				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
30				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
31				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
32				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
33				□財産目録預貯金No. の口座から自動引き落とし	☐
支出の合計(月額)＝			円	年額(月額×12か月)＝	円

月額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円

診断書をご準備ください

① 本人情報シートを準備する

- (1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

【福祉関係者に渡すもの】□ 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ、「本人情報シート」

- (2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

- * 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
- * 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
- * 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター等にご相談いただき、できる限りご準備いただくようお願いいたします。
- * 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

② 診断書を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】□ 「お願い（主治医の先生へ）」、「診断書（成年後見制度用）」、「鑑定連絡票」

□ ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

- * 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】□ ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）、「鑑定連絡票」

□ ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

- * 診断書の「3. 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申し立てをしてください。

類型判断の目安

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」
→ 補助開始の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」
→ 保佐開始の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」
→ 後見開始の申立て

- * 診断書、「本人情報シート」以外の申立てに必要な書類については、「成年後見等開始申立必要書類（チェックリスト）」を確認の上、ご準備ください。

④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

- * 鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。
- * 成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
- * 鑑定を行うためには一般的に5万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。
- * 鑑定を行うことになった場合には、裁判所から連絡をしますので、あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。

「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

名古屋家庭裁判所

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

この「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上の障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡しください。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、ぜひ御活用ください。

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏 名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日	作成者 氏 名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連 絡 先： _____ 本人との関係： _____
--	--

1 本人の生活場所について

☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）

☐ 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- ☐ 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）
☐ 要支援（1・2） ☐ 要介護（1・2・3・4・5）
☐ 非該当
- ☐ 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）
☐ 区分（1・2・3・4・5・6） ☐ 非該当
- ☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____ ）（判定 _____ ）
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- ☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☐ 全面的に支援が必要
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☐ あり ☐ なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

☐ 意思を他者に伝達できる ☐ 伝達できない場合がある

☐ ほとんど伝達できない ☐ できない

イ 日常的な行為に関する理解について

☐ 理解できる ☐ 理解できない場合がある

☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある

☐ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している ☐ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- ☐ 支障となる行動はない ☐ 支障となる行動はほとんどない
☐ 支障となる行動がときどきある ☐ 支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- ☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☐ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について

- ☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

お 願 い (主治医の先生へ)

名古屋家庭裁判所 電話 052-223-2015

この度先生が御担当の（ ）さんに対し、後見開始等の審判申立てが検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒御理解、御協力をお願いします。

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上的の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする人（後見人等）を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断能力に応じて

- ・補助（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある）
- ・保佐（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）
- ・後見（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）

の3つの類型があり、類型によって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしています。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります。

2 診断書について

- (1) 診断書は審理の参考資料となりますので、表面、裏面ともに御記入ください。
- (2) 診断書作成料は、この文書を持参して診断書作成を依頼した者（本人の親族等）に請求してください。

3 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受けられる際に、申立予定者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用

ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

4 鑑定について

- (1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、わざわざ家庭裁判所にお越しいただくことはありません。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等を行われません。
- (2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしています。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関する御意向をお尋ねした上で、申立てをするようにお願いしています。

御多忙中恐縮ですが、鑑定をお引き受けくださる場合は、別添の「鑑定連絡票」に必要事項を御記入の上、申立予定者に手渡してください。お引き受けいただけない場合は、その旨を申立予定者にお伝えください。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。

「本人の意識障害が著しく、ほぼ植物状態である」などの理由で鑑定手続を省略する場合があります。あらかじめ御了承ください。

- (3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

- ① 後見開始等の申立てがあり、鑑定実施を裁判官が決定した後に、家庭裁判所から「鑑定人指定書の謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等を送ります。必要事項を記入の上、御返送ください。
- ② 鑑定書を作成（作成期間はおおむね1か月を目安にしてください。）の上、家庭裁判所に御提出ください。
- ③ 指定された口座に鑑定料を支払います。鑑定料は裁判官が諸事情を勘案の上決定いたしますが、それに先立ち、検査料や消費税等込みの鑑定費用の見通しを先生方にお尋ねしています。なお、検査料や消費税等込みで5万円程度で鑑定をお引き受けくださる主治医の先生方が多いのが実情です。
鑑定料は申立てをした者が予納しますが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。

（参考）

- 1 鑑定事項は、①精神上的障害の有無、内容及び障害の程度、②自己の財産を管理及び処分する能力、③回復の可能性です。
- 2 診断書及び鑑定書の作成方法等について御不明の点がございましたら、冊子「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を家庭裁判所に用意していますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）からも取り寄せることができます。

1 氏名

男・女

年 月 日生 (歳)

住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)MMSE (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

☐ あり ⇒ (☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施)☐ なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- ☐ 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- ☐ 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い ☐ 障害が高度)
☐ なし

〔

〕

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 意思疎通ができないときもある ☐ 意思疎通ができないときが多い
☐ 意思疎通ができない)
☐ なし

〔

〕

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

〔

〕

(4) 記憶力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

〔

〕

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

〔

〕

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を ☐ 受けた ☐ 受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

鑑 定 連 絡 票

(診断書とともに御提出ください)

() さんに対する鑑定の引受けが可能である旨連絡します。

1 医師の氏名 : _____

希望連絡先

☐ 診断書記載のとおり

☐ 次のとおり

電話番号 : _____ (自宅・勤務先)

住所又は所在地 : _____

2 担当診療科名

☐ 精神科 ☐ 脳神経外科 ☐ 内科 ☐ 外科

☐ その他 (_____)

3 鑑定料 (必要額)

(※ 鑑定料は消費税や検査料を含めた金額であり、「振込金額の総額」となります。

なお、診断書作成料は、鑑定料とは異なりますので、通常どおり、作成依頼者へ御請求ください。)

☐ 3万円 ☐ 5万円 ☐ その他 (_____ 円)

☐ 未 定 (後日、裁判所から連絡・相談してほしい)

4 鑑定の依頼方法

☐ 直接、先生に連絡して依頼する。

☐ 病院等の事務局に連絡 (担当者 : _____) して依頼する。

☐ その他 (_____)

5 連絡可能曜日等

曜日	AM	時	分頃
	PM	時	分頃